

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月10日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	忠岡町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka_details=%E3%83%9E%E3%82%A4%E3%83%8A%E3%83%B3%E3%83%90%E3%83%BC%E5%88%B6%E5%BA%A6%EF%BC%88%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E3%83%BB%E7%A8%8E%E7%95%AA%E5%8F%B7%E5%88%B6%E5%BA%A6%EF%BC%89%E3%81%AB%E3%81%A4-2

執行機関名

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年忠岡町条例第14号)附則第7条によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	45	
③ 番号法別表第2の項	65	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年忠岡町条例第14号)第2条 大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年忠岡町条例第14号)附則第7条によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年忠岡町条例第14号)附則第7条によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置</u> を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第7条 新ひとり親家庭医療費助成条例については、施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。 2 新ひとり親家庭医療費助成条例第3条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、施行日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行日前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。
⑦ 独自利用事務の関連規範		改正前の忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年忠岡町条例第22号)